

り災証明書の新規受付は終了します

り災新規申請の受け付けは5月31日(木)で終了します。

り災証明書は、各種被災者支援制度の申請等の際に必要な場合がありますので、新規で申請する人は、早めに手続きしてください。

なお、再発行の受け付けは、当分の間継続します。

身体障がい者などが所有する軽自動車の減免について

身体に障害のある方または知的障がい・精神障がいのある方が所有されている軽自動車税は、障がいの程度により申請することで減免になります。また、知的・精神障がいの方や18歳未満の身体障がい者の方と生計が同一の方が所有し、障がい者の方のための通学・通院などに使用する場合も減免になります。

5月に送付される軽自動車税納税通知書が届きましたら、下記のものをご持参のうえ税務会計課で手続きされるようお願いいたします。

- ・軽自動車税納税通知書
- ・自動車車検証
- ・身体障がい者手帳
- ・運転する方の運転免許証

被災車両の代替で取得した軽自動車は軽自動車税が非課税になります

被災車両の代わりに取得した軽自動車について、届け出すことにより平成23年度から平成25年度まで軽自動車税が非課税になります。

申請がまだお済みでない方は下記のものをご持参のうえ税務会計課で手続きされるようお願いいたします。

○ご持参いただくもの

1. 代替で新しく取得した軽自動車の車検証
2. 被災にあった車両の㉗か㉘のいずれかの証明書
 - ㉗検査記録事項等証明書 ㉘登録事項等証明書 ※いずれも「被災車両」と記載のあるもの
 - ※原動機付自転車と小型特殊自動車は上記の書類は必要ありません

○被災車両と代替車両の所有者が一致しなければ非課税の対象になりませんが、被災車両の所有者が亡くなり、その相続人が代替車両を取得した場合は非課税の対象になります。

○車両の所有者または同一世帯以外の方が手続きされる場合は委任状が必要です

○被災車両を 自動車(3輪以上)から自動車(3輪以上)、バイク(2輪)からバイク(2輪)、小型特殊から小型特殊へ代替することが条件です。

☎ 税務会計課 Tel. 42-8711

▼すっかり春になり、暖かい日が多くなってきました。大槌町では今年度も多くの新採用職員、応援の派遣職員の皆さんが四月から加わり、役場内も新鮮な空気に包まれています。派遣職員の皆さんは、全国各地からこの大槌に来ていただき仮設住宅などに住みながら毎日、その力をかしてくださっています。大変ありがたく思います。また、とても親しみやすい方々ばかりで、町民、職員にいつも笑顔で接して下さいます。町民の皆さんも、役場の中で見なれない顔の方、聞きなれない言葉の方がいたら、ぜひお話してみたいと思います。役場の業務だけでなく、この関わり、つながりが、今後の大槌の財産になっていくはずだと感じています。▼新採用職員が加わり、広報おつち担当にも期待の新人が加わりました。まだ紙面は手がけていませんが、制作した広報発行の際にこの場を借りて盛大に紹介したいと思えます。楽しみにお待ちください。(佐樹)

編集後記